主人の誠さんは父と木工業を

集めて学習塾を開くことが私の

近い将来、近所の子供たちを

将来の夢や希望は何です

昭和六十三年春に知人

の紹介でやよいさんと結婚され

に勤めておられ、

長岡市から嫁

いで来られました。



岡エイシンゼミナー 久住やよいさんは長岡市·長 ル(予備校) 久住やよいさん

――村の印象はいかがです婦の四人家族です。 四年前、

暖かい 囲気のように思いました。 子供たちが大変素直で、 お世話になりました。 それで、 その時、初めて和島村を知り、 それが和島村の全体の雰 のにほれこんで嫁に来ま 村の人たちの人柄が 人なつ

の里事業を是非成功させていた だきたいと思います。 ほかの市町村の人にも和島村 するためにも、 良寛

な中で子供たちと一緒に勉強がツしたものでなくマイホーム的 できたら最高だと思います。 夢でもあり希望です 都会の塾という感じのギツギ

、初めて島田小学校に印象はいかがですか?

成長が身近で見られるのも楽 それに自分で教えた子供たち

望はありませんか? いことだと思います。 村や地域に対して意見や要

were consideration of the con

編さん協力員の皆さんの氏名 村史編さん委員会委員、 茂氏が決定したこと、 村史編さん室嘱託員には宇木 さん監修者には寺村光晴先生 ました。その内容は、 史編さん事業始まる」 しで村史編さん事業がスター 「広報わり 昭和六十三年八月一日号の したことをお知らせいたし しま」において、「村 また 村史編 の見出 村史

等でした。 ことです。 れは未来の に残すため整理保存 る理解を深 とともに 和島村の歴史を明らかにする 古代の昔 わかり 村史編さんの目的 を出版します 貴重な資料を後世 村民の郷土に対す から現代にいたる 関心を高める まとめた「和 を考え が、 それ 原始 について、 先生より紹介 「村史の窓」

次回より、

編さん事業がス

定です。 っ。よろしくお願いしま らり紹介していただく子。 ・してから収集した資料

る糧ともなるもので

編さん作業の

最も

となるも

そ

では、、

石器等を

柄沢博家古文書

8 (創刊号) 風俗等も大切な資料です。 現代にいたるまで (調査協力のお願い) 絵画、

村史編さん事業を推進す 村の景観 の記録、

には、資料を見せていただいです。資料の収集・調査の際のです。資料の収集・調査の際のです。資料の収集・調査の際のです。資料の収集・調査の際のでは、対民の皆さんのごの 深めていただくために、このについて、皆さんのご理解を 今回より「村史編さん事業」 お話を伺うことになる を続ける予定で ご協力をお願 on some consideration of the c

たり、

いいたします。 と思いますが、

主な内容

2 · 3 頁…水田農業確立対策 農業所得標準

4・5頁…ワシマスポット、読者リレー、 村長室の黒板

6 ・ 7 頁…お知らせ広場

8頁……わしまのよめさん、村史の窓

の指先が紫尼変の に見守られ、 しと伝わって きます。

曾根栓勇住職)で戦国時代 伝わる水行と呼ばれる荒行 水行が行われまし 信者多数

0 [月] 「十日、村田の泉蔵寺(中

厳寒の水行

法師友

平成元年3月1日 第187号 発行・編集/和島村役場総務課 印刷/㈱第一印刷所

よ

団地化

の推進

昭和

三年度

"明日の水田農業の確

平成元年度集落別目標面積

(水田農業確立対策・米需給均衡化緊急対策合計面積)

集落名 項目	目標面積(a)	集落名 項目	目標面積(a)
上小島谷	750	上 桐	1,799
中小島谷	536	三瀬ヶ谷	323
下小島谷	740	北 野	669
下富岡	907	根小屋	279
若 野 浦	210	荒 巻	718
阿弥陀瀬	298	新 田	715
高 畑	467	中 央	406
日野浦	795	下町上	436
中 沢	1,063	下町下	429
梅 田	506	川端	431
東保内	1,085	道城下	346
村 田	518	法善町	431
城之丘	375	寺 町	459
両 高	1,439	小 谷	220
		合 計	17,350

うち他用途利用米生産予定面積 3,480 a

生産の各般にわたる緊急な取りha含む)に加え、消費・流通・・六ha(他用途利用米二四・〇 組みによる、 まし 用米 百む)に加え、iiハha(他用途利R ハカ(他用途利R して 成元年度は、 0.六 対 米需給均衡化緊急 ha 含 0 |標面 む)が配分さ ha 他 何 五 七 理、態を収を 用途

確立して新しい時間 な営農体 確立 進とその地域に合っ ٤ 生産性の向 農家の 需要に応じコシヒカリ 効果的な、 た良質米の生産等、 るなけけ 皆さんが 上、輪作農法 れたが 、輪作農法の 御理解をも、 村、

九八六 八六円

○普通 / 和

地域別収量及び所得

地域別収量及	量及び所得			0 非一			米価	·水稻
地 域	域 収量(kg) 所得(P (10 a 当·り) (10 a 当		面	販売 三	京 売	0	0	〇 a 当
三瀬ヶ谷	584	112,667		三方	九五	a 当 り	〇kg 当り	り平
高畑、日野浦、両高、村田、荒巻	570	109,630	五 a		- ` i 五		<u>n</u>	均 収 量
北野、東保内、島崎、上桐、 小島谷 (分田・山本)、 阿弥陀瀬 、 梅田	546	104,533	二四、	一六円 二	八八四		三〇、	五匹六
上小島谷、下富岡、中沢、 根小屋	531	101,284	八一二円	〇 - 六 円	-		九八六円	kg
下小島谷、中小島谷 、坂谷	520	98,967						
城之丘(落水)・若野浦	499	94,471						

決まり 昭和六十三年分 した ○ a 当り → O kg ・ 当り ・ リップ・ ・平均収量 せの 農業所得標準 13 た 三〇、カ (属地により計算)

所 標 準

立、を目指して!!



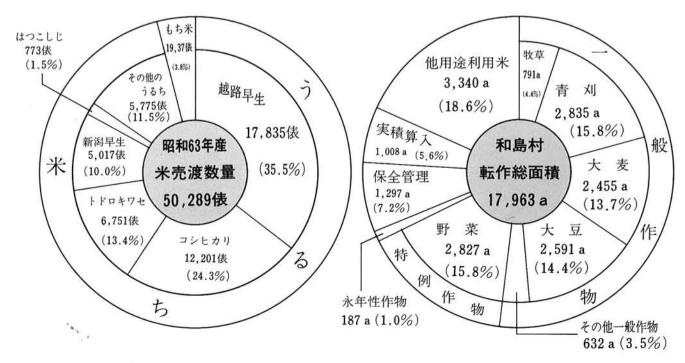
り達成する事が 地区に加え、恵地区に加え、恵地区に加え、恵地区に加え、恵地仏を新規に 水田農業確 ・七haに対 実施となり 達成する事が出き 况に実施. 東保 立対策に、 に実施し、材全体東保内が約七ねの五化も進み、上桐・化も進み、上桐・ 達成率は、 の御協力 成率は、一〇 日標面積一七 九・六昭和 トカ・六 ha によ ha と

> ています。 目標達成 コシヒ の売渡割 コシヒ なり、 その反面 昭 和六十三 カリ 年々団地も進んで 青刈、 保全管理 められ ま

カリ 数量 のが がており のており、特別では、 二、いる 会体の会体の

昭和63年産米売度数量

昭和63年転作物実施状況



三十一日

人生委員会 二十七日 二十六日 二十五日 二十四日 二十一日

寛の里設計協議

県農業所得協総会

両組合管理者会議

県農業所得協総会

十六日 十五日 農業所得傾向説明

四三日日

消防斉場、 臨時議会招集

清掃セン

良寛の里設計協

農業所得協総会並に

七日

八日

村農対との協議

防斉場議会

十七日

良寛の里設計

つたね。おに

館で節分の豆まきが行われまし

にの三びきが大きなくつをはきだあと、赤おに、青おに、黒お て百八十名の子どもたちは、幼稚園、保育所の園児あわ く日も前からまっていました。 この日、 ぼうを持って「のそ!のそ 歌やゲ 新聞紙をまる ムを楽しん

かかったり、

せておにを

様なぼう

おにに クを

「おにはーコ のバットの様なぼうに投げつけました。 さから野球のボー 作った卓球のホ

とかけ声をかけ力いっぱいおに「おには一外」「ふくは一内」 ものまで大きさはまちまちで 新聞紙で ルのような形 作った野球 ル位の

れ参加しました。 指導員の先生一チー 年剣道教室からは、 による熱戦が展開され、 その中で、 指導員の先生チームが強敵ームが参加した一般男子の郊での中で、県下各地から十五 女子の部に二チー 女子の部に二チーム、中学生男子の部にが展開され、和島少 ムがそれぞ

〇和島剣道クラブ 中 次 先堅 鋒 大 副将 将 出場選手と戦積は次の 中 吉 長 中 早 谷 田 川 村 川 史(与板町)

〇戦績 一回戦… 下電子工事、 勝…地蔵堂剣士会 、準決勝…新潟刑務所、油電子工事、三回戦…新潟-二回戦… 決大松

さっぱり

水の所にあるセリ。

こんにゃ いしい。これは

ヤになっちやう。 ンと潮の香りがする青さ、 るものがありました。 あるんですね。 味噌汁 の上に浮かすとプ しいものがたくさ 初めて口にす でも和島に

次は城之丘の

巻、のっ れない。 家の味を覚え、 では食べないのでめず 食卓に新潟の味を添えたいと 達にも伝えてほ せっかくの新潟の 人達には、 私もそれ 覚えていてほし こういう は今だに箸をつ 敬遠されがちだけ 次の世代の 味を覚え、 味なのだか。

を連破、

堂々の優勝を飾り

で、指導員の先生チ

市体育館で開催されました。 記念剣道大会が二月十一日新潟 毎年恒例となっています建国 優勝和島剣道クラブ

、六二〇人

のに四苦八苦してる夕飯のおかず

われら仲間シリ

正 子 (北野)

指をまっ黒にして皮をむくズ味噌を付けて焼く、けんさ焼。 ものは実家(日光市)の方 ハリハリ、ナマス、こぶ 料理は若い に青ジソと おどろ

飯何に

と考える。

るの

しくなり

目が覚めると、「夕

スポッ

島田小でさいの神

平成元年3月1日 第187号

2月13日、島田小学校で児童会主催のさいの神が行 われました。

昨年秋に学校近くの田んぼからわらを分けてもらい、 また、竹などもいただきました。

グランドには高さ8m位の大きさのものが2つ作ら れました。

「燃えろよ燃えろ」を全員で歌ったあと火が入れら れ、しばらくすると火柱が昇るにつれ、竹の割れる音 が山にこだましました。



発起人として主宰 協議会設立総会(燕たのう 協会合併打合せの為会長会議 古治山林道協会役員会 東北経済研修会 防災会議 魚沼、 県治山 県国保連理事 村建築士会 林道協会役員

十四日

一月二十日

良寛の里設計協

二月一日

予算查定完了

十日

農業委員会出席

商工会工業部会

会に与板土木振興会代表陳情

長岡で参議院建設委員

十三日

良寛の里用地視察

村後室の選校

Đ'

ら

和

島村長

是世界

今月の納税

国民年金保険料 国民健康保険料 保育所保育料 幼稚園保育料 水道使用料

 \equiv \equiv 月 月 月

おだんご播き



もらい托鉢で集められた米で、檀家や近所の方から手伝いをだんご播き」が行われました。 でお釈迦様の命日にちなんで「お 所の方から手伝いを」が行われました。 根小屋の繁慶寺 を

> ました。 白 黄のだんごが用意され

まで数十名が集まり沢山 で数十名が集まり沢山まかれ本堂には子どもからお年寄り び更した時も届出が 変更した時も届出が 氏名を変更した時や支払機関を 国民年金係におたず

>時間

曜

を提出 を変更 知 年金を受けて 「住所変更届」は速やかに 書 0 ができなくなっ 入したのに 届出 届書 留かなくなった のために、 を な 年金受給者の皆さんへ 方は 「受給権者住所変更届」 る皆さんの 0 たり、 住所を変更 ない ませんか。 り、年金支払るい時には、支払 中で、

縦関内 て度の 地方 期 日 は左期のとおりた固定資産税台帳 税法第四 してください。に認印持参のうな期のとおりと 一五条により、 縦覧につい のうえ役場税務課にりとしましたので、日帳の縦覧期間につ

3月の心配ごと相談

日 時…6日、15日、25日 午前9時から正午まで

所…福祉センター老人室

内 容…生活相談・医療相談・家事相談・児童相 談・年金相談・身障相談・職業相談・そ の他なんでも

その他…相談内容は秘密で費用は無料です。

三月中 60歳になる人 日生ま 年三月二日 の 国民年金 れの 人は か 和

第187号

役場の窓口

1へ届け

出て

たださ

老齢 十三年四 0 大正十三年三月二日 大正十三年三月二日 ま (通算老齢)

平成元年3月1日

老齢基礎年金の

まし

た。

1+ DU

金の

繰り

◎現況届を出す人◎現況届を出す人 金ハがザ 期限まで提出しない場合は、 生ま 金 れ日 ののか 請求を大正 出 しま 記 れ 況

◎60歳以上65歳未満の人を希望する人は、請求でき

受給資格期間を満たすこと

金をして

年金額を増や

した

任意加入す

未納や免除があるため、

な

または過去に保険

任意加入を希望する人は、

必

年金係に申

し出てくださ

固定資産課税台帳

0

て

平成元

ガー

時差し止めとなり

ます

きを紛失

した時は、

今年度の未納はありませんか ~国民年金保険料~

三月は年度末ですね。国民年金も年度末です。昨 年4月からの1年間の締めくくりの月です。

そこで、この1年間の国民年金保険料を点検して みてください。ついうっかり納め忘れていたとか、 口座振替のはずが引き落されずにいる保険料はあり

「ほんの2~3ヵ月くらいの未納月数なんて……」 と思っている方もおいでかもしれませんが、万一事 ったときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受 けられなくなったり、将来に備えての老齢基礎年金 を受けられなくなってしまう危険もあります。

もう一度よく確かめ、未納があったらすぐに納め

おかあさん わすれちゃダメよ!

-保健衛生行事-(3月)



家族そろって加入しましょう!!

新潟県交通災害共済組合

金 額	度	2 程	0	害	災	級	等
1,000,000円				易合	死亡した場		1
700,000円	級各号に	級区分			自賠責施行 掲げる傷割	等級	2
150,000円	かつ、入院 L上のもの					等級	3 -
120,000円	かつ、入院 l上のもの						4 :
100,000円	かつ、入院 l上のもの					等級	5
80,000円	かつ、入院 【上のもの					等級	6
60,000円	かつ、入院	月をこ 以上の	引が 2 対30 E	た期間	台療を要し 通院の実治		7 4
40,000円	かつ、入院				台療を要し 通院の実治		8 4
20,000円	0	日以上	3数 7	治療	入通院の実		9 4

皆さん、"1日1円の会費で会員相 互の助け合いを"ということで新潟県 交通災害共済組合が昭和43年に発足し てから今年で21年目になりました。こ の間皆様のご理解により加入会員の数 は年々増え続けて、昭和63年度は県民 247万人のうち178万人余の方々から加 入していただきました。また、交通事 故に遭われた方も多く、組合が発足し てから今までに75億円を超える見舞金 が支払われております。家族そろって 交通災害共済に加入されることをお奨 めします。この制度のくわしいことや、 加入とか見舞金請求手続などについて は役場総務課へおたずねください。

建物の安全を 見直しましょう

建築物防災週間

平成元年3月7日から (昭和63年度下期)3月13日まで

地震、火災、がけ崩れ等各種の災害は 忘れたころにやってきます。

それらの災害から建築物の安全を確保 し、尊い人命、財産を守るためには建築 物の防災性能を向上させるとともに、県 民の皆さんが建築物の安全について、ふ だんから注意をするとともに、建築物の 防災に対する努力をして行くことが大切



4 受 給 の 方 法

(1) 臨時福祉特別給付金の支給を受けようとする方は、支給申請書に必要事項を記入して、役場住民課に3月15日までに提出して下さい。 役場では、支給対象者に該当すると思われる方には別途通知いたします。

別途通知がなかった方でも支給対象者に該当する場合は、支給申請 書に必要事項を記入して役場住民課に提出して下さい。

- ※ 支給申請書の用紙は役場住民課にあります。
- (2) 臨時福祉特別給付金は、支給申請書提出後、受給資格が認定されると村から支給されることになります。

不明な点は下記にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 役場住民課福祉係 電話 74-3111 内線 28番、29番

、臨時福祉特別給付金についてお知らせ"

臨時福祉特別給付金が支給される予定です

昨年、国会で税制改革の関連法律が成立し、この中で消費税の創設等が行われることとなりましたが、これに伴って、老齢福祉年金、特別障害者手当の受給者の方などの生活の安定と福祉の向上及び低所得の在宅ねたきり老人などに対する在宅介護の支援に資するため、臨時福祉特別給付金(一時金)が支給される予定です。具体的な支給対象者や支給の方法などは次のとおりですが、支給を受けようとする方は支給申請書に必要事項を記載して住所地の市町村に提出する必要がありますので御注意ください。

1 臨時福祉特別給付金の種類と支給額

- (1) 臨時福祉給付金(福祉給付金) 支給対象者1人につき 1万円
- (2) 臨時介護福祉金(介護福祉金) 支給対象者1人につき 5万円

2 福祉給付金の支給対象者

- (1) 平成元年2月1日(以下「基準日」といいます。)において、本年 2月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方
 - ① 老齢福祉年金
 - ② 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの(年金証書の記号番号の左から5桁目と6桁目が「63」又は「26」に該当するもの)
 - ③ 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの(年金証書の左から5桁目と6桁目が「27」又は「28」に該当するもの)
 - ④ 児童扶養手当
 - ⑤ 障害児福祉手当
 - ⑥ 特別障害者手当
 - ⑦ 福祉手当(経過措置分)
 - ⑧ 原爆被爆者諸手当(医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当)
- (2) 基準日において本年2月分の特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の方
- (3) 基準日において70歳以上の方(大正8年2月1日以前にお生まれになった方)で、市町村民税非課税世帯に属している方
 - ……高齢者御本人又は高齢者御本人の生計を維持している方が昭和63 年度分の市町村民税を納めていない場合がこれに該当します。
- (4) 上記(1)~(3)に該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方などについてはそれぞれの制度において別に対応措置(生活保護費に1万円を加えて支給など)がとられるため、福祉給付金は支給されません。

なお、通所(通園)施設等で通所サービスを受けている方や軽費老人ホーム等の契約型の施設に入所されている方で(1)~(3)に該当する場合は福祉給付金の支給対象となります。

3 介護福祉金の支給対象者

- (1) 基準日において生活保護を受けている方か、あるいは市町村民税非 課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属している方(御本人又は御本人 の生計を維持している方が昭和63年度分の市町村民税を納めていないか 又は均等割の税額のみを納めている場合がこれに該当します。)で次 のいずれかに該当する方。
 - ① 基準日において6カ月以上(昭和63年8月1日以前から)継続して、ねたきり又は痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている65歳以上の方(大正13年2月1日以前にお生まれになった方)
 - ② 本年2月分の障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当(経過措置分)を受給できる方。
- (2) ただし、基準日において、病院、診療所、老人保健施設に継続して 3カ月を超えて入院(昭和63年10月31日以前からの入院)している方、 特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方、里親に委 託されている方や養護委託者に委託されている方には介護福祉金は支 給されません。